委託業務仕様書

１　委託業務の名称

京のブランド産品ファンクラブ設置運営委託業務

２　委託期間

令和６年１０月９日から令和７年３月３１日まで

３　委託業務の目的

公益社団法人　京のふるさと産品協会（以下「協会」という。）の取組や京マークの認知度を向上させ、消費者が京のブランド産品の良さを認識した上で、定期的に京のブランド産品を購入していただける仕組みを構築することを目的とする。

４　委託業務の概要

協会が実施する協会の取組や京マークの認知度向上に向けた取組を支援する。

５　業務の内容

1. Alt（オルト）を活用したファンクラブの運営

（株）コネクター・ジャパンが提供するLINEを使った会員集客ツール「Alt（オルト）」を利用して以下の業務を行う。

ア　LINEアカウント及びコンテンツの作成

プレミアムID、ライトプランでアカウントを作成し、リッチメニューを作成する。

イ　京のブランド産品や京野菜に関する情報発信

京都府庁や協会の会員と連携し、イベント情報等を発信する。

協会がもつ既存のSNSと連動して情報を発信する。

ウ　Alt（オルト）会員の行動分析

協会が行うPR活動が会員の購買活動にどの程度、好影響を与えているかを分析する。

エ　Alt（オルト）の運営・管理

問合せ窓口となり、お客様対応などを行う。

オ　協会ホームページでの会員募集ページの作成

協会が保有するホームページにおいて掲載する会員募集ページを作成する。

ただし、受託者が作成するコンテンツで、イベントの開催など、簡易な内容のコンテンツに関しては、協会担当者が容易にコンテンツの追加、変更、削除を行うことが可能なものとする。

1. イベントでの会員募集について

ア　京都府農林水産フェスティバル2024での会員募集

2024年11月30日（土）及び12月1日（日）に開催予定の京都府農林水産フェスティバル2024において、会員募集業務を行う。

イ　京野菜取扱店等での会員募集

協会が認定するほんまもん京野菜取扱店等における会員募集業務を実施する（近畿圏２回、首都圏２回程度を予定）。

６　取得情報の取扱い

本業務の実施を通じて知り得た個人情報等の外部への漏えい・転用を行わない。

７　業務の実施方法

本業務の実施にあたり、関係法令を遵守する。

８　業務の対象経費

1. 本業務に従事する者の人件費

賃金、通勤手当、社会保険料等

1. 事業費

ア　本業務に従事する者の旅費

イ　パソコン(必要ソフト含む。) リース代

ウ　複合機リース代

エ　上記機器に必要となる消耗品費

オ　通信運搬費

カ　その他事業の遂行に伴う経費

９　業務完了報告

　　受託者は、本業務が完了したときは､遅滞なく次の事項を記載した実績報告書を提出する｡

1. 本事業の実施結果の成果物

紙媒体　１部、　電子媒体（ＣＤ―ＲＯＭ）

協議録、作成プラン（最終版）

1. 本事業に要した経費の内訳

なお、上記内容が確認できる書類として、労働者名簿、賃金台帳、業務日誌等を事業終了後

１０年間保存しておかなければならない。

10　業務上の留意事項

1. 受託者が、上記各条件に違反した場合は、委託業務の一部又は全額を解除し、委託料を

交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全額を返還させる場合がある。

（２）上記（１）により契約を解除した場合は、違約金を求める場合がある。

（３）委託契約額を確定した結果、委託費に残額が生じたとき、又は委託費により発生した収入

があるときは、返還しなければならない。

（４）(３)の有無に関わらず、業務完了後、業務完了報告書を提出する。

11　権利関係

1. 成果物に関する著作権（財産権）は、協会の履行確認のときをもって受託者から本協会

に移転する。

1. 納入された成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、協会が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約に係る一切の手続を受託者が行う。また、この場合、受託者は当該契約の内容について、事前に協会の承認を得るものとする。

12　その他

1. 業務の実施に当たっては、協会と緊密に連絡調整を行い、その施策に協力する。
2. 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の仕様に違背することが見込まれるときは、あらかじめ書面で協会の了解を得なければならない。
3. 不具合及び機能要件等についての不足項目が検収後に発見された場合、受託者が無償で是正処置を行うこと。なお、瑕疵担保責任は本業務契約に係る成果物検収後１年とする。
4. 受託者は本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、協会が事前に承認した場合は

その限りではない。

（５）業務の状況等に関する報告は､産品協会が必要とする場合､速やかに行う。

（６）協会並びに国及び府の事業展開により、新たな業務が加わることがある。

（７）その他、契約書及び事業仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、協会と協議して決定する。